

⇩ 工事進行基準の改正

Q : 今年度の税制改正で、工事進行基準が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 工事の範囲や長期大規模工事の範囲が改正されるとともに、損失が見込まれるものについても適用ができるようになりました。

【解説】

今年度の税制改正では、工事進行基準の取扱いが改正され、次のようになっていますので注意してください。

- ① 工事進行基準の対象となる工事の範囲にソフトウェアの開発が加えられました。
- ② 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件が1年以上(改正前は2年以上)とされ、請負金額要件が10億円以上(改正前は50億円以上)とされました。
- ③ 長期大規模工事以外の工事で損失が生ずると見込まれるものについて、工事進行基準を適用できることとされました。
- ④ 居住者が、平成21年以後において、請負をした工事について工事進行基準の適用を受けている場合には、その工事未収入金相当額をその工事の請負に係る金銭債権の額として事業所得の金額を計算することとされました。

[適用時期]

①から③までの改正は、原則として、平成21年1月1日以後に着手する工事について適用されます。

